ごんのごみット　テレビ津山　毎朝6時～深夜1時（月曜は朝10時～）
◇こんにちは市役所さん：3月3日(月)～9日(日)「後期高齢者医療制度が始まります」
※放映日時が変更になる場合があります　6・8・11・13・16・18・21・23時台の各15分～
◆情報ホットライン：毎時57分～00分（火～金の18時台・21時台は除く）

認知症への理解を深めよう

地域包括支援センターフェア

家族や地域で認知症の人を支えるために、自分たちができることや認知症に対する理解や支援について考えます。

とき　3月11日(火)午後1時30分～4時
ところ　津山市総合福祉会館
内容　寸劇やパネルディスカッション
参加費　無料

高齢者作品展示
とき　3月10日(月)～14日(金)
ところ　市役所1階市民ロビー

問い合わせ先　地域包括支援センター☎23・1004

受講生募集

津山文化教室

【書道教室】
とき　毎月第2・第4土曜日午前10時～正午（原則）
ところ　美作教育会館（大手町）
講師　安田甲南さん
募集人員　20人程度
受講料　月額2000円

【日本画講座】
とき　毎月第2・第4土曜日午前9時30分～正午（原則）
ところ　津山市総合福祉会館
講師　杉山ゆうこさん
募集人員　20人程度
受講料　月額1800円
問い合わせ先　文化課☎32・2122

ご参加ください

筋ジストロフィー患者への療育相談検診会

とき　3月15日(土)午前10時～午後2時（受付午前9時30分～午後1時）
ところ　独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター
対象　県内に在住する筋ジストロフィー患者（児）とその家族の疑いのある人とその家族（介護者）など
内容　医療相談、理学療法相談、言語聴覚療法指導、作業療法相談、口腔ケア指導、教育相談、福祉相談
費用　無料
※健康保険証、身体障害者手帳などを持参してください
問い合わせ先　社団法人日本筋ジストロフィー協会岡山県支部・藤井さん☎086・22・0120

おんな・おとこ塾

男性のためのチャレンジクッキング～早春編～

とき　3月16日(日)午前10時30分～午後2時
ところ　さん・さん
対象　おおむね50歳以上の男性
定員　10人程度（多数の場合は抽選）
講師　さん・さん登録団体「華の会」（管理栄養士含む）
献立　菜めし、けんちん汁、和え(あ)もの、デザート

参加費　600円（当日集金）
持ってくるもの　エプロン、三角きん、手ふきタオル
申込方法　①住所②氏名③年齢④電話番号を伝え、電話・ファクスまたは直接申し込む
締め切り　3月7日(金)
問い合わせ先　男女共同参画センター「さん・さん」（アルネ・津山5階）☎31・2533 FAX31・2534

産業別最低賃金が変わりました

12/10～

問い合わせ先　津山労働基準監督署☎22・7157

耐火物製造業	776円
鉄鋼業（銑鉄鋳物製造業は除く。ただし銑鉄管、可鍛鋳鉄以外）	787円
農業用機械、縫製機械などの製造業	770円
電気機械器具、情報通信機械器具などの製造業	706円
自動車・自動車附属品製造業	759円
船舶製造・修理業、舶用機関製造業	786円
各種商品小売業	724円

（有料広告）

いい汗流そう

早春ウォークinつやま

とき　3月16日(日)午前9時30分～（受付午前9時～）
ところ　津山総合体育館噴水前（受付・スタート）
ゴール　久米体育館
距離　約10㎞
対象　小学生以上（小学生は保護者同伴・18歳未満は保護者の同意書が必要）
定員　150人（多数の場合抽選）
参加費　500円（保険代など）
締め切り　2月29日(金)
申込方法　郵送・ファクス、または直接申し込む
問い合わせ先　〒708・0004津山市山北669津山市体育協会事務局☎24・0202 FAX24・7235

ご参加ください

津山市文化財調査報告会

とき　3月22日(土)午後1時30分～4時30分
ところ　グリーンヒルズ津山リージョンセンター

《調査報告》
内容　弥生の里文化財センター＝院庄構城跡発掘調査、郷土博物館＝城下町と酒～飲酒について～

《講演》
演題　建築彩画の話
講師　鈴木充さん（広島大学名誉教授）
参加費　無料
問い合わせ先　文化課☎32・2121

都市計画用途地域の見直しによる土地利用の適正化について

現在作成している新都市計画マスタープランとの整合を取りながら、都市計画区域内の健全で秩序ある土地利用を促すため「地域生活拠点」や「宅地開発が活発に行われている地域」などに都市計画用途地域の指定を検討しています。

今後、新用途地域の素案を作成し、示していく予定です。

用途地域とは…
都市全体の視点からそれぞれの地域と基本的な土地利用の性格付けを行うものであり、土地利用のルールとなるものです。

問い合わせ先　都市計画課☎32・2096

～税制改正のあらまし～（主な改正内容）

問い合わせ先　津山税務署☎22・3147

○地震保険料控除の創設　損害保険料控除に変えて、地震保険料控除が創設されました。

○住宅借入金等控除の控除額に係る特例の創設など

住宅を取得などし、平成19年または平成20年に居住した場合の住宅借入金等特別控除の控除額について、特例が創設されました（従来のものとの選択制）。

居住年	住宅借入金等の年末残高	控除期間と各年の控除率
平成19年	2,500万円以下の部分	①10年（1～6年目…1.0%、7～10年目…0.5%）②15年（1～10年目…0.6%、11～15年目…0.4%）【特例】（注）①と②のどちらかを選択することになります
平成20年	2,000万円以下の部分	

また、適用対象となる増改築などの範囲に、一定のバリアフリー改修工事が付け加えられました。

○定率減税の廃止
平成18年分で、定率減税が廃止されました。

○所得税の税率の改正
所得税の税率が右表のように改められました。

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から　1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から　3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から　6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から　8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から　17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円以上	40%	2,796,000円

（有料広告）